

「病気になっても働き続けたい。」
そんな働く人の気持ちを応援したい。



治療と職業生活の 両立支援

近年、治療技術のめざましい進歩や、働く人を取り巻く環境の変化により、
病気になっても仕事を辞めず働き続けることができるようになってきました。
今後、職場においても労働力の高齢化が見込まれる中、病気を抱えた従業員が、
治療を受けながら働く場面に直面することが増えると考えられます。

従業員が安心して治療を受けながら働き続けるために、会社として準備できることは何でしょうか。

本リーフレットで、一緒に考えてみませんか？

治療と職業生活の両立支援とは

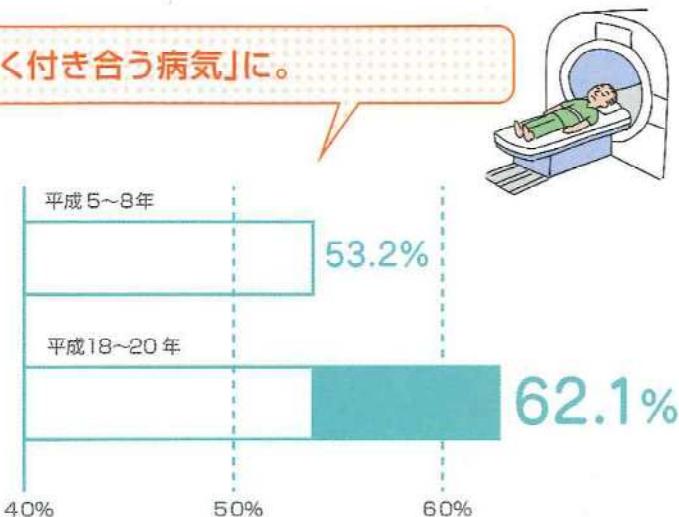
どうして両立支援が必要なの？

なぜ、今、「治療と職業生活の両立支援」が必要とされているのでしょうか。医療の変化や働く人の気持ちなど、3つのポイントに分けて具体的に説明します。

POINT
1

治療技術の進歩により、「不治の病」は「長く付き合う病気」に。

現在、日本人の2人に1人が、生涯のうちに一度はがんになると言われています。右のグラフは、がんと診断されてから5年後に生存している割合を平成5～8年と平成18～20年で比較したものです。生存率が、過去と比べて62.1%にアップしていることからも、がんは「長く付き合う病気」になってきたと言えます。



POINT
2

今は仕事をしながら治療を続けることが可能な時代。



仕事を持ちながらがんで通院している人の数は、現在推計32.5万人。がんは必ずしもすぐに離職しなければならない病気ではなくなりつつあります。今後、高齢になっても働く人の割合が増えることに伴い、病気を抱えながら働く労働者の増加も見込まれています。

32.5万人

出典：「平成22年国民生活基礎調査」に基づく推計

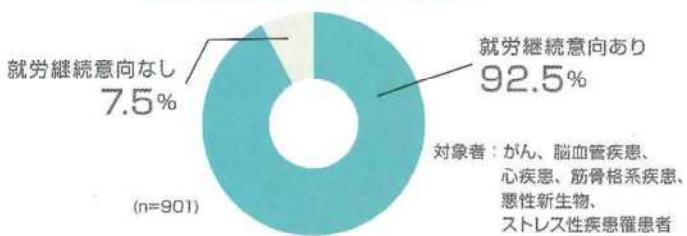
POINT
3

患者にとって、仕事は生きがいでもあります。



がんなどの病気を抱えながらも仕事を続けたい人は、92.5%もいます。その理由は、家庭の生計を維持するためや、治療代のためはもちろん、働くことが自身の生きがいであるためなど様々。病気を抱える労働者のためにも、治療を続けながら働く環境を作ることが必要とされています。

がんなどの患者の就労意向



出典：「治療と職業生活の両立等の支援対策事業 アンケート調査」 2013年9-10月（厚生労働省委託 みずほ情報総研）

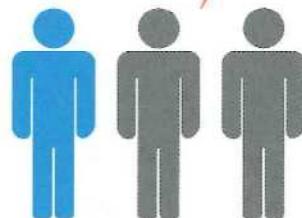
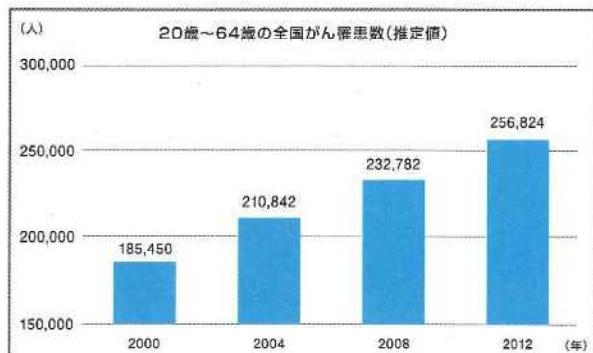
病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を逃すことなく、また、治療の必要性を理由として職業生活の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら生き生きと働き続けられる社会を目指す取り組みです。労働者ががんなどの病気を理由として安易に退職を決めてしまわないように、事業者側にも、日頃から病気に関する理解の促進や、労働者との良好なコミュニケーションが求められています。

両立支援は事業者にとっても重要！

「治療と職業生活の両立支援」は、事業者にとってどんな意義があるのでしょうか。あなたの職場に当てはめて考えてみてください。

POINT 1

20~64歳の働く世代においても、がんと診断される人が増えています。
今後、がんはますます働く世代の問題に。

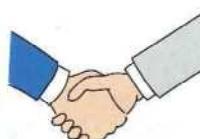


2012年にがんと診断された全ての患者のうち、約3人に1人が20~64歳の働く世代です。

出典：独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センター

POINT 2

治療と職業生活の両立を支援することは、労働者のみならず事業者にとっても、大きなメリットがあります。



事業者のメリット

- 労働者の「健康確保」の推進
- 継続的な人材の確保
- 労働者のモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上
- 「健康経営」の実現
- 多様な人材の活用による組織や事業の活性化

労働者のメリット

- 治療に関する配慮が行われることによる病気の増悪の防止
- 治療を受けながらの仕事の継続
- 安心感やモチベーションの向上
- 収入を得ること
- 働くことによる社会への貢献

POINT 3

がんなどの病気になっても安心して働き続けられる職場をつくるために、治療と職業生活の両立を実現しやすい職場の環境整備が大切です。



- ①事業者による基本方針の表明と労働者への周知
- ②がんなどの病気や、両立支援に関する知識の普及・啓発のための教育
- ③治療への配慮などが円滑に進むような職場風土の醸成
- ④安心して相談・申出を行える相談窓口の明確化
- ⑤柔軟な勤務を可能とする休暇・勤務制度の検討、導入など

あなたの職場でも、両立支援に取り組んでみませんか？

両立支援の基本的な進め方



労働者や事業者からの申し出により、両立支援促進員が医療機関と連携し、それぞれのステップに応じた助言・支援を行います。お気軽にご相談ください。

※「勤務情報」や「意見書」などの様式は産業保健総合支援センターで用意しています。

都道府県ごとの産業保健総合支援センターでは、 両立支援促進員が治療と職業生活の両立支援を無料でお手伝いします。

- ①事業者や人事労務担当者などからの両立支援に関する相談に応じます。
- ②事業場を訪問し、状況にあった具体的な助言等を行います。
また、治療と職業生活の両立への理解を促す教育を実施します。
- ③労働者が治療を受けながら仕事を続けるための、事業場と患者(労働者)間の調整支援をします。
また、両立支援プラン作成の助言を行います。
- ④産業保健総合支援センターでは、両立支援を普及促進するため、事業者等に対する啓発セミナーを実施しています。



「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」をご活用ください。

厚生労働省では、事業者、人事労務担当者、産業保健スタッフを対象に、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を作成しました。がんなどの病気を治療しながら働きたい労働者に対して、職場はどのような対応をしたらよいのか、環境整備や進め方、様式例集等、両立支援に向けて事業者が取り組むべき内容を丁寧に紹介する一冊です。

▽ホームページからガイドラインをダウンロードできます！
厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>
(ページ内検索をご利用ください。)



ご相談はお近くの産業保健総合支援センター・治療就労両立支援センターまで

〈各センターの一覧はこちら〉

労働者健康安全機構ホームページ <http://www.johas.go.jp/>

労働者健康安全機構

検索

〈電話でのお問い合わせ〉

独立行政法人 労働者健康安全機構 産業保健課

Tel. 044-431-8660

